

## 令和4年度介護助手導入支援事業 導入参加事業所助成金交付要項

### 1 趣旨

この要項は高知県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）により、介護助手導入参加事業所が当該事業を円滑に進めるための助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要なものを定めるものとする。

### 2 交付条件

令和4年度介護助手導入参加事業所実施要綱に基づき、令和4年度に介護助手を導入する法人であって、高知県内の福祉事業所を運営する法人とする。

### 3 対象事業

令和4年度介護助手導入支援事業における、事前説明会、広報活動、内部研修等。

### 4 対象経費

対象事業に係る諸謝金、旅費交通費、消耗器具備品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、土地建物賃借料、委託料、その他県社協が介護助手導入のために必要と認めた経費に対し助成する。

ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、次に該当する経費は対象としない。

- (1) 自らの法人の職員への諸謝金及び旅費支出
- (2) 食糧費支出
- (3) その他本事業の趣旨を逸脱したもの

### 5 対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

### 6 助成額

1法人上限10万円とする。ただし、法人内の複数事業所で導入する場合はこの限りではない。なお、審査の結果、申請額を減額のうち助成決定する場合がある。

### 7 助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による助成金交付申請書を県社協会長へ提出しなければならない。

### 8 助成金の交付決定

県社協会長は、前項の規定による助成金の交付の申請が適当であると認めるときは助成金の交付を決定し、当該法人に通知する。

### 9 助成金の交付決定の取り消し及び返還

県社協会長は、助成金交付を受けた法人（以下「助成法人」という。）がこの要綱の規定に違反したと認めるときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

## 10 助成の条件

助成金の交付の目的と達成するため、助成法人は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 助成金を交付の目的以外に使用してはならない。
- (2) 助成法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第2号様式による助成事業変更（中止・廃止）承認申請書を1通提出して、県社協会長の承認を受けなければならない。
  - ア 助成事業の内容を変更しようとするとき、ただし、助成目的の遂行に変化をもたらすものでなく、かつ、軽微な変更である場合は、この限りではない。
  - イ 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
  - ウ 助成事業の遂行が困難となった場合とき。

## 11 実績報告

事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、事業実績報告書（第3号様式）を高知県福祉人材センターへ提出しなければならない。

また、報告書を提出する際には対象経費に掛かる証拠書類（領収書またはレシート等）を添付する。なお、内部研修等講師への謝金等については、講師氏名、住所を記載されている領収書を添付しなければならない。

作成物がある場合は、報告書と併せて1部提出しなければならない。

## 12 助成額の確定及び助成金の交付

県社協は11の規定による報告を受けた場合、内容を検査したのち、速やかに指定された口座に振り込まなければならない。

なお、確定した額が交付決定額と相違する場合は、当該助成法人に通知するものとする。

助成金は、前条第1項の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

## 13 報告等

県社協会長は、必要があると認めるときは、助成法人に対し、助成事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。